

山梨県感染症指定医療機関運営事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する費用に対し、感染症法第60条の規定により補助金を交付することについて、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ることを目的とし、これに要する費用について予算の範囲内で補助する。

(補助金対象事業及び補助金額)

第3条 補助対象となる事業は、感染症指定医療機関が感染症法及び感染症指定医療機関医療担当規程（平成11年3月19日厚生省告示第42号）の規定により実施する事業であって、知事が認めたものとする。

2 当該事業に係る補助対象経費及び基準額は、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（令和6年10月24日厚生労働省発医政1024第3号通知）によるものとし、補助金の交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、感染症指定医療機関運営事業費補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業等に要する経費の各費目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。（様式第2号）
- (2) 事業の内容の変更（補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。（様式第2号）
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。（様式第3号）
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（様式第4号）を作成するとともに、事業に係る歳入（収入）及び歳出（支出）について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事に報告しなければならない。（様式第5号）なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 本補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助金申請の取り下げ）

第6条 この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から20日以内に申請を取り下げることができる。（様式第6号）

（実績報告）

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（様式第7号）は、事業完了の日若しくは

廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。ただし、知事が特に必要があると認めたときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第8号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第9条 この要綱により提出する書類は、正本1部、副本2部とし、管轄保健福祉事務所(保健所)を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年2月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。

別表

1.種目	2.基準額	3.対象経費
第一種 感染症 指定医 療機関	1床当たりの年額6,294千円を限度として知事の認めた額とする。	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満に限る。） 2. 消耗品費 3. 材料費 4. 印刷製本費 5. 通信運搬費 6. 光熱水料 7. 借料及び損料 8. 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 9. 雑役務費（修繕費、手数料等） 10. 燃料費 11. 委託費
第二種 感染症 指定医 療機関 （陰圧 設備の ある医 療機 関）	1床当たりの年額1,920千円を限度として知事の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満に限る。） 2. 消耗品費 3. 材料費 4. 印刷製本費 5. 通信運搬費 6. 光熱水料 7. 借料及び損料 8. 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 9. 雑役務費（修繕費、手数料等） 10. 燃料費 11. 委託費

第二種 感染症 指定医 療機関 （陰圧 設備の ない医 療機 関）	1床当たりの年額1,474千円を限度として知事の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 備品費（単価50万円（民間団体にあつては30万円）未満に限る。） 2. 消耗品費 3. 材料費 4. 印刷製本費 5. 通信運搬費 6. 光熱水料 7. 借料及び損料 8. 保険料（火災保険料、医療事故賠償責任保険料等） 9. 雑役務費（修繕費、手数料等） 10. 燃料費 11. 委託費
--	---	---